

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和7年10月3日

南風原町議会議長 赤嶺 奈津江

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 町村議会議員・事務局職員研修会

- (1) 目的：町村議会議員・事務局職員研修会へ参加
- (2) 日時：令和7年10月8日(水)
- (3) 場所：西原町市民交流センター
- (4) 派遣議員：議員全員
- (5) 主催：沖縄県町村議会議長会

2. 北海道共和町議会行政視察受入れ

- (1) 目的：行政視察受入れ
- (2) 日時：令和7年10月15日(水)
- (3) 場所：南風原町役場
- (4) 派遣議員：議長

3. 南風原町議会議員研修「決算の見方について」

- (1) 目的：南風原町議会議員研修へ参加
- (2) 日時：令和7年10月20日(月)
- (3) 場所：南風原町役場
- (4) 派遣議員：議員全員

4. 北海道北広島市議会 行政視察受入れ

- (1) 目的：行政視察受入れ
- (2) 日時：令和7年11月4日(火)
- (3) 場所：南風原町役場
- (4) 派遣議員：議長

6. 第69回町村議会議長全国大会及び行政視察研修会

- (1) 目的：第69回町村議会議長全国大会、行政視察研修会へ参加
- (2) 派遣場所：東京都
- (3) 期間：令和7年11月11日(火)～令和7年11月13日(木)
- (4) 派遣議員：議長

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。